

鳴門市福祉ホーム利用費助成金交付要綱

(助成金の交付)

第1条 市長は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の規定及び鳴門市地域生活支援事業実施要綱（平成30年7月1日施行）に規定する「福祉ホーム」に入居する障がい者に対して予算の範囲内において利用料等の一部を助成金を交付するものとし、その交付については、鳴門市補助金等交付条例（平成13年条例第36号。以下「条例」という。）及び鳴門市補助金等交付条例施行規則（平成14年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成事業対象者)

第2条 助成事業対象者は、鳴門市福祉ホーム利用費助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条に該当するものとする。

(助成額)

第3条 助成対象経費は利用者が福祉ホーム運営法人に支払う利用料等のうち、報酬、給料、職員手当、賃金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕費)、役務費(通信運搬費及び手数料)、委託料、使用料及び賃借料及び備品購入費等相当分とし、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者それぞれについて別に定める基準額に、生活保護受給者及び市民税非課税の者は100%を、それ以外の者は90%を乗じて算定する。

(助成申請)

第4条 鳴門市福祉ホーム利用費助成事業の助成を受けようとする者は、鳴門市福祉ホーム利用費助成金交付申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 条例第3条に規定する助成金交付申請書を提出すべき市長が定める期日は、3月30日までとする。

(助成決定)

第5条 前条の申請を受けた市長は、その内容を審査したうえで助成の可否を決定し、鳴門市福祉ホーム利用費助成金交付決定通知書（様式第2号）により、その旨を通知するものとする。

（実績報告書）

第6条 条例第11条に規定する実績報告書は、様式第3号による。

（助成金の額の確定）

第7条 条例第12条に規定する助成金の額の確定通知は様式第4号による。

（助成金の請求）

第8条 前条の通知を受けた助成対象者は、助成金請求書（様式第5号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて市長に助成金の請求をしなければならない。

（助成金の支払い）

第9条 市長は、助成金請求書等を受領した後、助成金を支払うものとする。

（助成手続の委任）

第10条 この助成金の申請、報告、請求及び受領等の助成金交付の手続きについては助成事業対象者の委任により、福祉ホーム運営法人が代理して行うことができる。

（助成金の前金払及び概算払）

第11条 市長は、助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、助成対象者に対し、助成金の全部又は一部を前金払又は概算払により交付することができる。

2 助成対象者は、前項の規定による助成金の前金払又は概算払を受けようとするときは、前金払又は概算払を必要とする理由を示した文書を添えて市長に提出しなければならない。

3 前3条の規定は、前項の規定による前金払又は概算払をする場合について準用する。

（補則）

第12条 この要綱で定めるもののほか、助成金交付の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。